

# 市立公園占用許可書

新規	更新	変更
----	----	----

下記の条件を付して許可する。

令和 年 月 日  
多摩市長 印

申請者	〒	住所
	職業(会社名)	
	氏名	
	担当者	
TEL		

占用公園名	多摩市立 (公園・緑地)		
占用の目的			
占用物件	名称	数量	面積
占用の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
占用物件の構造及び工事費			
工事の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事の実施方法			
占用物件の管理方法			
公園の復旧方法			
既に受けた許可の年月日及び許可番号	(更新/変更のみ記入)		
添付書類			
その他必要事項			

※ 占用料有料の場合は、各年度の請求となります。

占用料	<input type="checkbox"/> 有料	円 (@ )	<input type="checkbox"/> 免除
<input type="checkbox"/> 許可条件を付して許可		<input type="checkbox"/> 不許可	
備考			

許可番号
------

## 許可条件

- 1 占用期間の更新の許可を受けるときは、許可終了の30日前までに申請書を提出すること。
- 2 都市公園法・多摩市市立公園(交通公園)条例・その他関係諸規程に従うこと。
- 3 占用の伴う工事等により損傷を与えた箇所については、速やかに原状に復旧すること。
- 4 工事の着手及び完了は市担当者に連絡し、指示を受けること。
- 5 工事期間中、許可内容を表示すること。
- 6 占用物件は、美観を損なわないよう常に維持管理すること。
- 7 工事及び占用に伴って発生した問題は、占有者が責任をもって処理すること。
- 8 市等の施行する公共事業により、占用物件が支障となる場合は、占有者の責任において撤去すること。
- 9 その他細部については、市担当者の指示に従うこと。
- 10 工事完了時には、竣工届けを提出し検査を受けること。
- 11 占有者は、当該占用物件が不要となった場合、速やかに、占有者が撤去すること。

【占用の承認に関する教示】

- 1 占用の承認に関する決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)
- 2 占用の承認に関する決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、多摩市を被告として(訴訟において多摩市を代表する者は多摩市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【占用料の免除承認に関する教示】

- 1 占用料の免除承認に関する決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、多摩市を被告として(訴訟において多摩市を代表する者は多摩市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。